

議 決

承認申請者 第2師団副師団長（兼）旭川駐屯地司令
陸将補 日笠 玲治郎

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 日笠 玲治郎（以下「申請者」という。）は、平成23年12月1日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、富士ゼロックス株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士ゼロックス株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、自衛隊熊本地方協力本部長（平成18年12月2日から平成20年7月31日）、陸上自衛隊富士学校機甲科部長（平成20年8月1日から平成22年3月28日）及び第2師団副師団長（兼）旭川駐屯地司令（平成22年3月29日から平成23年12月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士ゼロックス株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、自衛隊熊本地方協力本部（平成18年12月2日から平成20年7月31日）、陸上自衛隊富士学校（平成20年8月1日から平成22年3月28日）及び第2師団（平成22年3月29日から平成23年12月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士ゼロックス株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士ゼロックス株式会社の売上

額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士ゼロックス株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、幹部自衛官としての能力及び部隊指揮官・幕僚としての勤務経験を生かした、従業員の勤務管理及び官公庁向け事業の企画・立案に関する指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士ゼロックス株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上自衛隊関東補給処用賀支処長（兼）用賀駐屯地司令
陸将補 渡邊 好章

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 渡邊 好章（以下「申請者」という。）は、平成23年12月1日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、荏原実業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 荏原実業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、伊丹駐屯地業務隊長（平成18年12月2日から平成19年12月2日）及び陸上自衛隊関東補給処用賀支処長（兼）用賀駐屯地司令（平成19年12月3日から平成23年12月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と荏原実業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、伊丹駐屯地業務隊（平成18年12月2日から平成19年12月2日）及び陸上自衛隊関東補給処用賀支処（平成19年12月3日から平成23年12月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と荏原実業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における荏原実業株式会社の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。
- 3 申請者が荏原実業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容

は、患者の治療・後送、部隊の健康管理及び衛生器材等の補給・整備を所掌する衛生科職種としての勤務経験並びに薬学博士としての知識を生かした、薬事関連及び自衛隊の野外用衛生器材等の研究開発に関する指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の荏原実業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 海上自衛隊第2術科学学校長
海将補 安齊 勉

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 安齊 勉（以下「申請者」という。）は、平成23年12月1日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、株式会社日本製鋼所に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社日本製鋼所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長（平成18年12月2日から平成20年3月31日）、情報本部情報官（平成20年4月1日から平成21年3月23日）、海上幕僚監部総務部副部長（平成21年3月24日から平成21年12月6日）、海上幕僚監部総務部長（平成21年12月7日から平成22年7月25日）及び海上自衛隊第2術科学学校長（平成22年7月26日から平成23年12月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社日本製鋼所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成18年12月2日から平成20年3月31日）、情報本部（平成20年4月1日から平成21年3月23日）、防衛省（平成21年3月24日から平成22年7月25日）及び海上自衛隊第2術科学学校（平成22年7月26日から平成23年12月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と株式会社日本製鋼所との間で締結された契約の総額が当該年度

における株式会社日本製鋼所の売上額の総額に占める割合（最高でも10.18%）は、25%未満である。

3 申請者が株式会社日本製鋼所において就く予定である顧問の地位の職務内容は、艦艇用兵職域としての知識・経験を生かした艦艇搭載装備品（速射砲等）の改善及び修理時における運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の株式会社日本製鋼所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 開発隊群司令
海将補 野口 均

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 野口 均（以下「申請者」という。）は、平成23年12月1日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、富士電機株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、自衛艦隊司令部作戦主任幕僚（平成18年12月2日から平成20年3月25日）、第2護衛隊群司令（平成20年3月26日から平成21年12月6日）及び開発隊群司令（平成21年12月7日から平成23年12月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、自衛艦隊（平成18年12月2日から平成20年3月25日）、第2護衛隊群（平成20年3月26日から平成21年12月6日）及び開発隊群（平成21年12月7日から平成23年12月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士電機株式会社の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士電機株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、艦艇用兵職域としての知識・経験を生かした艦艇搭載装備品（電動機等）の開発及び改善に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士電機株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 海洋業務群司令
海将補 酒井 良文

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 酒井 良文（以下「申請者」という。）は、平成23年4月15日付で自衛隊を退職し、平成24年3月16日付で、パナホーム株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 パナホーム株式会社の会社法上の親会社であるパナソニック株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、自衛隊神奈川地方連絡部長（平成18年4月16日から平成18年7月30日）、自衛隊神奈川地方協力本部長（平成18年7月31日から平成19年3月27日）、第1練習潜水隊司令（平成19年3月28日から平成20年7月31日）、呉警備隊司令（平成20年8月1日から平成21年11月30日）及び海洋業務群司令（平成21年12月1日から平成23年4月15日）であるが、当該期間中において、防衛省とパナソニック株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に在職機関は、自衛隊神奈川地方連絡部（平成18年4月16日から平成18年7月30日）、自衛隊神奈川地方協力本部（平成18年7月31日から平成19年3月27日）、第1練習潜水隊（平成19年3月28日から平成20年7月31日）、呉警備隊（平成20年8月1日から平成21年11月30日）及び海洋業務群（平成21年12月1日か

ら平成23年4月15日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とパナソニック株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるパナソニック株式会社の売上額の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者がパナホーム株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、部隊勤務及び指揮官等として多くの隊員に接して得た知識・経験を生かした隊員のライフプラン(住宅建築)に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のパナホーム株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 横須賀潜水艦基地隊付
1等海佐 西村 繁隆

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 西村 繁隆（以下「申請者」という。）は、平成24年2月25日付で自衛隊を退職し、平成24年3月21日付で、海洋電子工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、常任社員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 海洋電子工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、ちよだ艦長（平成19年2月26日から平成20年7月31日）、海上自衛隊潜水医学実験隊副長（兼）教育訓練部長（平成20年8月1日から平成22年3月31日）、対潜資料隊司令（平成22年4月1日から平成23年12月4日）及び横須賀潜水艦基地隊付（平成23年12月5日から平成24年2月25日）であるが、当該期間中において、防衛省と海洋電子工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、ちよだ（平成19年2月26日から平成20年7月31日）、海上自衛隊潜水医学実験隊（平成20年8月1日から平成22年3月31日）、対潜資料隊（平成22年4月1日から平成23年12月4日）及び横須賀潜水艦基地隊（平成23年12月5日から平成24年2月25日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と海洋電子工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における海洋電子工業株式会社の売上額の総額に占める割

合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が海洋電子工業株式会社において就く予定である常任社員の地位の職務内容は、艦艇用兵職域（潜水艦）としての知識・経験を生かした潜水艦搭載装備品等の改善並びに維持修理に関する運用面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の海洋電子工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊幹部学校副校長
空将補 宮代 久也

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 宮代 久也（以下「申請者」という。）は、平成23年12月1日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、株式会社IHIエアロスペースに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社IHIエアロスペース及び同社の会社法上の親会社である株式会社IHIは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第7航空団司令（兼）百里基地司令（平成18年12月2日から平成19年12月2日）、航空安全管理隊司令（平成19年12月3日から平成21年12月6日）及び航空自衛隊幹部学校副校長（平成21年12月7日から平成23年12月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社IHIエアロスペース及び株式会社IHIとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、第7航空団（平成18年12月2日から平成19年12月2日）、航空安全管理隊（平成19年12月3日から平成21年12月6日）及び航空自衛隊幹部学校（平成21年12月7日から平成23年12月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社IHIエアロスペースとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社IHIエアロスペースの売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と株式会社 I H I との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社 I H I の売上額の総額に占める割合（最高でも 0. 0 0 %）は、2 5 %未満である。

- 3 申請者が株式会社 I H I エアロスペースにおいて就く予定である顧問の地位の職務内容は、補給職域としての知識及び部隊指揮官としての勤務経験を生かした納入装備品に対する改善及び品質・安全管理に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社 I H I エアロスペースへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空中央業務隊付
1等空佐 久保 光一

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 久保 光一（以下「申請者」という。）は、平成23年6月10日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、大和ハウス工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 大和ハウス工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空幕僚監部装備部装備課調達室長（平成18年6月11日から平成18年7月31日）、航空自衛隊補給本部第1部長（平成18年8月1日から平成20年3月31日）、航空総隊司令部装備部計画課長（平成20年4月1日から平成21年3月31日）、第3航空団副司令（平成21年4月1日から平成22年3月31日）、装備施設本部航空機第1課付（平成22年4月1日から平成22年7月31日）、装備施設本部航空機調達官（平成22年8月1日から平成23年4月14日）及び航空中央業務隊付（平成23年4月15日から平成23年6月10日）であるが、当該期間中において、防衛省と大和ハウス工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成18年6月11日から平成18年7月31日）、航空自衛隊補給本部（平成18年8月1日

から平成20年3月31日)、航空総隊(平成20年4月1日から平成21年3月31日)、第3航空団(平成21年4月1日から平成22年3月31日)、装備施設本部(平成22年4月1日から平成23年4月14日)及び航空中央業務隊(平成23年4月15日から平成23年6月10日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と大和ハウス工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における大和ハウス工業株式会社の売上額の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が大和ハウス工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、部隊勤務及び指揮官・幕僚勤務を通じて得た管理者としての知識・経験を生かした隊員のライフプラン(住宅建築)に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の大和ハウス工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊補給本部付
1等空佐 佐々木 望

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 佐々木 望（以下「申請者」という。）は、平成24年1月3日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、株式会社アクティオに就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社アクティオは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空総隊司令部装備部整備課長（平成19年1月4日から平成19年8月31日）、第2航空団整備補給群司令（平成19年9月1日から平成21年11月30日）、航空自衛隊補給本部監察官（平成21年12月1日から平成23年11月30日）及び航空自衛隊補給本部付（平成23年12月1日から平成24年1月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社アクティオとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、航空総隊（平成19年1月4日から平成19年8月31日）、第2航空団（平成19年9月1日から平成21年11月30日）及び航空自衛隊補給本部（平成21年12月1日から平成24年1月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社アクティオとの間で締結された契約の

総額が当該年度における株式会社アクティオの売上額の総額に占める割合（いずれの場合も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社アクティオにおいて就く予定である従業員の地位の職務内容は、整備職域としての知識及び勤務経験を生かしたレンタル用建設機械の点検整備及び整備記録簿の作成に関する業務であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社アクティオへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊幹部学校付
1等空佐 山下 俊司

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 山下 俊司（以下「申請者」という。）は、平成23年7月4日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、東京計器株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 東京計器株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、偵察航空隊副司令（平成18年7月5日から平成19年7月31日）、航空システム通信隊システム管理群司令（平成19年8月1日から平成21年3月23日）、西部航空施設隊司令（平成21年3月24日から平成22年3月31日）、第7航空団副司令（平成22年4月1日から平成23年4月14日）及び航空自衛隊幹部学校付（平成23年4月15日から平成23年7月4日）であるが、当該期間中において、防衛省と東京計器株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、偵察航空隊（平成18年7月5日から平成19年7月31日）、航空システム通信隊（平成19年8月1日から平成21年3月23日）、西部航空施設隊（平成21年3月24日から平成22年3月31日）、第7航空団（平成22年4月1日から平成23年4月14日）及び航空自衛隊幹部学校（平成23年4月15日から平成2

3年7月4日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と東京計器株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における東京計器株式会社の売上額の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が東京計器株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信電子職域の知識及び経験を生かした航空機搭載通信電子機器等の改善及び能力向上のための調査研究に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の東京計器株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 第1高射群付
1等空佐 渡邊 隆

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 渡邊 隆（以下「申請者」という。）は、平成23年11月6日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、日立情報通信エンジニアリング株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日立情報通信エンジニアリング株式会社及び同社の会社法上の親会社である株式会社日立製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空自衛隊第2術科学校第2教育部長（平成18年11月7日から平成19年12月2日）、統合幕僚学校教育課教務班長（平成19年12月3日から平成20年11月30日）、第6高射群司令（平成20年12月1日から平成23年7月31日）及び第1高射群付（平成23年8月1日から平成23年11月6日）であるが、当該期間中において、防衛省と日立情報通信エンジニアリング株式会社及び株式会社日立製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、航空自衛隊第2術科学校（平成18年11月7日から平成19年12月2日）、統合幕僚学校（平成19年12月3日から平成20年11月30日）、第6高射群（平成20年12月1日から平成23年7月31日）及び第1高射群（平成23年8月1日から平成23年11月6日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度に

においても、これら在職機関と日立情報通信エンジニアリング株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日立情報通信エンジニアリング株式会社の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と株式会社日立製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社日立製作所の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日立情報通信エンジニアリング株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、高射幕僚としての知識及び経験を生かしたペトリオットシステム構成品等の効率的な修理に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日立情報通信エンジニアリング株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 防衛医科大学校事務局経理部長
行政職（一）9級 丸 山 祐 二

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）9級 丸山 祐二（以下「申請者」という。）は、平成23年9月1日付で防衛省を退職し、平成24年4月1日付で、株式会社IHIに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社IHIは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在籍していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚監部総務部総務課会計室長（平成18年9月2日から平成19年8月31日）、自衛隊山形地方協力本部長（平成19年9月1日から平成20年7月31日）、防衛政策局調査課調査室長（平成20年8月1日から平成20年12月14日）、情報本部分析部（平成20年12月15日から平成22年7月28日）及び防衛医科大学校事務局経理部長（平成22年7月29日から平成23年9月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社IHIとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、統合幕僚監部（平成19年9月2日から平成19年8月31日）、自衛隊山形地方協力本部（平成19年9月1日から平成20年7月31日）、防衛省（平成20年8月1日から平成20年12月14日）、情報本部（平成20年12月15日から平成22年7月28日）及び防衛医科大学校（平成22年7月29日から平成23年9月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら

在職機関と株式会社 I H I との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社 I H I の売上額の総額に占める割合（最高でも 12.78%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社 I H I において就く予定である顧問の地位の職務内容は、装備品調達における原価計算及び会計分野の管理職としての経験を生かした原価監査等の契約制度面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社 I H I への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上幕僚長
陸将 火箱 芳文

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 火箱 芳文（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成24年4月1日付で、三菱重工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱重工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第10師団長（平成18年8月6日から平成19年3月27日）、防衛大学校幹事（平成19年3月28日から平成20年3月23日）、中部方面総監（平成20年3月24日から平成21年3月23日）及び陸上幕僚長（平成21年3月24日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱重工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、第10師団（平成18年8月6日から平成19年3月27日）、防衛大学校（平成19年3月28日から平成20年3月23日）、陸上自衛隊（平成20年3月24日から平成21年3月23日）及び防衛省（平成21年3月24日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱重工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱重工業株式会社の売上額の総額に占める割合（最高でも15.69%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱重工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、主に近接戦闘を遂行する普通科部隊勤務及び上級指揮官・幕僚として部隊を運用した知識・経験を生かした、陸上自衛隊装備品の研究開発及び改善等に関する運用的側面からの指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱重工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。